	算式 $d_1 - \frac{\delta \times (d_1 - d_2)}{9}$ ただし、小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 d_1　平成25年７月１日現在におけるラスパイレス指数 d_2　当該給与減額措置等を行つた時点におけるラスパイレス指数 δ　平成25年ε月に当該給与減額措置等を行つた場合（ただし、εは８以上12以下の整数） $16 - \varepsilon$ 平成26年ε月に当該給与減額措置等を行つた場合（ただし、εは１以上３以下の整数） $4 - \varepsilon$

附則第十九条の十四第六項の表都道府県の項算式の符号Ｄ算式Ⅳ中「－0.141」を「－0.157」に改め、同項算式の符号Ｄ算式Ⅳの符号ｆ中「平成20年度から平成24年度まで」を「平成21年度から平成25年度まで」に、「及び平成24年度」を「から平成25年度までの各年度」に改め、同項算式の符号Ｅ算式Ⅴ中「0.518」を「0.570」に改め、同項算式の符号Ｅ算式Ⅴの符号ｈ中「平成20年度から平成24年度まで」を「平成21年度から平成25年度まで」に、「及び平成24年度」を「から平成25年度までの各年度」に改め、同項算式の符号Ｆ算式Ⅵ中「－0.061」を「－0.079」に改め、同項算式の符号Ｆ算式Ⅵの符号ｉ中「平成24年度末」を「平成25年度末」に、「平成24年度地方財政状況調査表（都道府県分）」を「平成25年度地方財政状況調査表（都道府県分）」に改め、同項算式の符号Ｆ算式Ⅵの符号ｊ中「平成20年度から平成24年度まで」を「平成21年度から平成25年度まで」に、「平成23年度については、地方債残高から「平成24年度地方財政状況調査表（都道府県分）」」を「平成23年度及び平成24年度については、地方債残高から「平成（ｎ＋１）年度地方財政状況調査表（都道府県分）」」に、「平成23年度末現在高」を「平成ｎ年度末現在高」に、「平成24年度については、地方債残高から「平成24年度地方財政状況調査表（都道府県分）」」を「平成25年度については、地方債残高から「平成25年度地方財政状況調査表（都道府県分）」」に改め、同表市町村の項算式中「1.022」を「0.803」に改め、同項算式の符号Ａ算式Ⅰ中「－0.191」を「－0.201」に改め、同項算式の符号Ａ算式Ⅰの符号ａ中「平成21年から平成25年まで」を「平成22年から平成26年まで」に、「平成25年４月１日」を「平成26年４月１日」に改め、同項算式の符号Ａ算式Ⅰの符号α中「平成25年度」を「平成26年度」に改め、同項算式の符号Ｂ算式Ⅱ中「－0.12」を「－0.161」に、「13.000」を「17.1」に改め、同項算式の符号Ｂ算式Ⅱの符号ｃを次のように改める。

	ｃ　平成26年４月１日現在におけるラスパイレス指数

附則第十九条の十四第六項の表市町村の項算式の符号Ｃ算式Ⅲの符号を次のように改める。

	算式Ⅲの符号 ｄ　平成22年、平成23年及び平成26年の各年の４月１日現在におけるラスパイレス指数、平成24年４月１日現在において国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与の特例措置がないこととした場合のラスパイレス指数として総務大臣が算定した数（ただし、平成22年４月２日から平成25年４月１日までの間に合併を行つた団体における合併前の各年の４月１日現在におけるラスパイレス指数は、総務大臣が通知した数値とし、陸前高田市、上閉伊郡大槌町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町及び同郡葛尾村における平成23年４月１日現在におけるラスパイレス指数については、平成22年４月１日現在におけるラスパイレス指数とする。）並びに平成25年７月１日現在におけるラスパイレス指数（ただし、「「平成25年７月時点のラスパイレス指数等調査」の追加提出について」（平成25年12月９日付け総行給第84号）に基づいて平成25年８月以降の給与減額措置等について調査表により報告された市町村については、次の算式によつて算定した数とする。）の合計数を５で除して得た数（小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式 $d_1 - \frac{\delta \times (d_1 - d_2)}{9}$ ただし、小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 d_1　平成25年７月１日現在におけるラスパイレス指数 d_2　当該給与減額措置等を行つた時点におけるラスパイレス指数 δ　平成25年ε月に当該給与減額措置等を行つた場合（ただし、εは８以上12以下の整数） $16 - \varepsilon$ 平成26年ε月に当該給与減額措置等を行つた場合（ただし、εは１以上３以下の整数） $4 - \varepsilon$

附則第十九条の十四第六項の表市町村の項算式の符号Ｄ算式Ⅳ中「－0.191」を「－0.207」に改め、同項算式の符号Ｄ算式Ⅳの符号ｆ中「平成20年から平成24年まで」を「平成21年から平成25年まで」に、「及び平成24年度」を「から平成25年度までの各年度」に改め、同項算式の符号Ｅ算式Ⅴ中「0.284」を「0.316」に改め、同項算式の符号Ｅ算式Ⅴの符号ｈ中「平成20年度から平成24年度まで」を「平成21年度から平成25年度まで」に、「及び平成24年度」を「から平成25年度までの各年度」に改め、同項算式の符号Ｆ算式Ⅵ中「－0.224」を「－0.247」に改め、同項算式の符号Ｆ算式Ⅵの符号ｉ中「平成24年度末」を「平成25年度末」に、「平成24年度地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）」を「平成25年度地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）」に改め、同項算式の符号Ｆ算式Ⅵの符号ｊ中「平成20年度から平成24年度まで」を「平成21年度から平成25年度まで」に、「平成23年度については、地方債残高から「平成24年度地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）」」を「平成23年度及び平成24年度については、地方債残高から「平成（ｎ＋１）年度地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）」」に、「平成23年度末現在高」を「平成ｎ年度末現在高」に、「平成24年度については、地方債残高から「平成24年度地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）」」を「平成25年度については、地方債残高から「平成25年度地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）」」に改め、同条第七項の表都道府県の項算式を次のように改める。